
基準 10. 内部質保証

1. 現状説明

- (1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

1) 内部質保証

本学では、内部質保証の維持・向上を図るために、大学評価における取り組みを推進している。本学における「大学評価」とは、自己点検・評価、外部評価及び認証評価機関への評価申請に伴う諸活動とその評価結果に対する本学の対応等を総称している。

本学の大学評価は、本学の教学と経営管理の改善・改革を支援・促進し、その質的水準の向上と本学の社会的使命の達成に資することを目的としており、認証評価機関等から特色有る短期大学としての評価を得ることによって本学の社会的評価を高めるよう努めている。この目的を達成するために、「大学評価に関する規程」、「大学評価に関する細則」、「教員活動自己点検に関する実施要項」等を定め、毎年、組織と個人の両面より自己点検・評価活動を実施している（資料10-1～3）。事務統括は大学評価支援室が行っており、短期大学部教務課と連携しながら継続的・体系的に推進している。また、龍谷大学短期大学部学則第3条の2及び大学評価に関する規程第7条に基づき、「短期大学部自己点検・評価体制に関する内規」を定め、3名の専任教員で構成する短大自己点検・評価委員会を設置している（資料10-4,10-5）。本学の諸活動は、短大自己点検・評価委員会が中心となり、教職員が一体となり継続的に自己点検・評価活動に取り組んでいる。自己点検の結果は、報告書としてまとめるとともに、ホームページ上で公表している。

ホームページ上で教員個々が目標や活動結果等を直接入力するとともに、毎年度のデータを蓄積できる「教員活動自己点検システム」を2013年2月に稼動し、2012年度期末からの活用が可能となった。さらに、2013年度においては、個々の研究業績や学内における役職や所属委員会等、既存の各種データを機械的に取り込むことで、各教員の負担減につながり、より効率的な運用が可能となる。

また、本学は、大学基準協会から2010年度短期大学認証評価の結果、短期大学基準に適合しているとの認定を受けている。

2) 情報公表

各大学に対し、教育研究活動等に関する情報（以下「教育情報」）の公表を義務づけ、社会に対する説明責任を果たすことを趣旨とした「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）」の制定・施行にあわせ、本学においても、2011年4月から「学校法人龍谷大学情報公開規程」及び「情報公開規程に関する細則」（以下「情報公開規程等」）を制定・施行し、積極的な情報の発信・公表に取り組んでいる（資

料10-6,10-7)。

情報公開規程等は、公表すべき情報として、「学校法人及び学校の基本情報」をはじめ 11 グループ（下表参照）の「情報公表」を定め、本学に関する 151 項目の情報（2012 年 7 月 31 日現在）を幅広くかつ詳細に公表することとしている（資料 10-8）。

情報公表(基礎データ)

龍谷大学は、「学校法人龍谷大学情報公開規程」に基づき、教育情報及び財務情報をはじめとする本学の情報について、公表してゆきます。

📄 [学校法人龍谷大学情報公開規程\(PDF:13KB\)](#)

📄 [情報公開規程に関する細則\(PDF:23KB\)](#)

＊ [学校法人及び学校の基本情報](#)

＊ [教育活動に関する情報](#)

＊ [学生生活・課外活動に関する情報](#)

＊ [進路・進路支援に関する情報](#)

＊ [大学評価に関する情報](#)

＊ [学則・諸規程等に関する情報](#)

＊ [財務及び経営に関する情報](#)

＊ [研究活動に関する情報](#)

＊ [社会貢献・連携活動に関する情報](#)

＊ [校地・校舎等の施設・設備に関する情報](#)

＊ [コンプライアンス・社会的責任に関する情報](#)

（出典： http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/information/index.html）

「情報公表」の手段は、インターネット（web）に掲載することを原則として、情報公開規程等に定める事項は、すべてホームページで公表している。また、本学ホームページの閲覧者（高校生・在学生・保護者・卒業生など）が利用し易い環境に配慮し、ホームページのトップページに「情報公表」のバナーを設置し、1つのページ（目次）から各情報のページに移動できるような仕組みとしている。

教育情報の公表義務化を受けて、本学においても「情報公表」を積極的に進めることとなったが、「情報公表」は義務化による施策として取り組んだのではない。この情報化社会において、本学の理念・教育研究内容・取り組み等を、（社会一般が）正確に把握し理解を深めてもらうためには、本学自らが積極的に（社会に対し）情報を公表することにより、自ら質を明らかにすることが重要であるとの認識に基づくものである。今後も、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営及び教育研究の質の向上に資するため、積極的に情報を公表し、わかりやすいページ構成を目指す。

（２）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

１）内部質保証

本学では、前述のとおり、内部質保証を維持・向上するために諸規程を制定し、短大自己点検・評価委員会が中心となって取り組んでいる。毎年実施している「自己点検・評価」によって、関連部署が個々に現状を分析・把握し、効果が上がっている事項、伸長すべき事項、改善・努力すべき事項を認識し、次なる取り組みに移行することで、内部質保証の充実に努めている。さらに、本学では、大学基準協会から、2010 年度短期大学認証評価の結果、短期大学基準に適合しているとの認定を受けるなど、内部質保証を維持・向上するための大学評価に対して、積極的に取り組むマネジメントサイクルを確立している。

２）法令遵守（コンプライアンス）の推進について

全学では、社会の一員として責務を果たすため、管理運営や教育研究等において、常に法令・社会規範・倫理を遵守することに取り組んでいる。特に法令遵守に際しては、2011 年度から法律行為を専門に取り扱う事務組織として法務課を設置した。法律分野において優れた知識と経験を持つ専門家（法務アドバイザー 1 名<元教員(労働法)>、その他事務職員 1 名<法律の実務家>）を配置し、教職員の法令遵守に関する意識を向上させること、および学内における不正・法令違反等の事象を未然に防止すること等を目的とし、業務に関する法律相談や法令遵守に関する研修会を必要に応じて実施している。

①法令改正の情報収集・周知について

法務課は、法令・条例の改正に関する情報収集のため『官報』を定期購読し、法令改正等を確認している。

私立学校に関する法令改正等は、監督官庁である文部科学省又は自治体等から、書面により各学校法人へ法令改正が周知されているが、法務課では、できる限り早く法令改正の情報を得ること、かつ幅広く法令改正を把握することに努めている。関係法令に則り、適切な大学運営を展開することを第一の目的としている。

②法令遵守に即した規程整備について

法務課は、法令改正を正確に把握した後、当該法令改正が学内規程の制定・一部改正を要するか否かを判断し、関係部署への情報提供及び規程制定・一部改正の指示を徹底している。

規程制定・一部改正の立案については、法務課は提案部署からの相談・協議を受け、趣旨・規程内容・様式等を確認する。また各種法令や他の規程との整合性も確認するとともに、組織規範として実効性にも留意している。

2011 年度においては、学校教育法施行規則の改正を受け、教育情報の公表を定めた「学

校法人龍谷大学情報公開規程」「情報公開規程に関する細則」を制定し、龍谷大学における「情報公表」の在り方を定めた。しかし、不正・法令違反等の防止策、及び不正・法令違反が起きた場合、早期に発見する仕組みがまだ不十分であると思われる。

③行動規範・ガイドラインの策定について

全学では、教職員ひとり一人が、法令・社会規範・倫理等を遵守し、適正に業務を遂行するため、各業務において必要とされる行動規範・ガイドラインの策定を進めている。主なものとしては、誰もが尊重され学び・働くことができる環境を維持・向上することを目的とした「ハラスメント防止等に関する規程」、研究者（教員）の研究活動における規範・倫理としての「研究活動に関する指針」、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程（検討中）」、また著作物利用に関するルールとしての「著作物利用に関する指針（検討中）」、龍谷大学で勤務する者（事務職員）として役割・責務を定めた「事務職員の行動指針」、また省エネルギー施策や地球温暖化防止を目指した「エコキャンパス実現に向けた基本方針」等がある（資料 10-9～12）。

（３）内部質保証システムを適切に機能させているか。

１）内部質保証

本学では、前述のとおり、大学評価支援室が事務統括を行い、短期大学部教務課が率先して自己点検・評価や教員活動自己点検等、大学評価にかかる取り組みに真摯に取り組んでおり、内部質保証システムを機能させている。

２）情報公表

ホームページのトップページに「情報公開」のバナーを設置しており、公表している情報へのアクセスが容易であり、説明責任を果たすことの一助となっている。

３）法令遵守（コンプライアンス）

本学では、前述のとおり、法務課が中心となり法令遵守にかかる取り組みを行っており、内部質保証システムを機能させている。

２．点検・評価

○基準の充足状況

本学は、内部質保証に関する方針として、「龍谷大学内部質保証のあり方について」を定め、この方針に基づき、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、大学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という２つの視点から内部質保証システムを確立すべく、積極的な取り組みを行っている。

自己点検・評価活動を毎年度、継続的に実施していくことにより、課題や改善点等を明

らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという仕組みを整備することができている。

以上のような取り組みにより、教育の質を保証する制度は概ね整備できていると判断する。

（１）効果が上がっている事項

１）内部質保証

「自己点検・評価」を毎年実施することにより、マネジメントサイクルが構築され、内部質保証の維持・向上を強く意識する中で諸事業に取り組むことができている。

２）情報公表

ホームページのトップページに「情報公開」のバナーを設置したことにより、公表している情報へのアクセスが容易であり、説明責任を果たすための一助となっている。

３）法令遵守（コンプライアンス）

法令・社会規範・倫理等の遵守について、教員採用時の法的リスクについての研修会を実施し、任期付き教員採用時の注意すべき点などを法務アドバイザーが説明し、採用責任主体である各学部長（短期大学部長を含む）の法的リスクへの理解が深まった。

（２）改善すべき事項

１）内部質保証

短大自己点検・評価委員会が中心となり内部質保証について教職員が取り組んでいるが、例えば「内部質保証に係る研修会」などを開催し、より一層内部質保証に係る意識を高める工夫が必要である。

２）情報公表

現在、情報の更新（最新化）手続きマニュアルがなく、公表する情報や更新時期は各担当部課に任せている状況である。定期的かつ必要に応じ情報を更新（最新化）していくために、各担当部課向けのマニュアル作成を目指す。

３）法令遵守（コンプライアンス）

不正・法令違反等の防止策、及び不正・法令違反が起きた場合に早期に発見する仕組み（対応策）等の策定が不十分である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 内部質保証（自己点検・評価）

「自己点検・評価」を毎年実施することにより、マネジメントサイクルが構築され、内部質保証を確立しつつある。さらにその維持・向上を強く意識する中で、諸事業に取り組むこととする。

2) 情報公表

本学が保有する情報については、これまでも積極的に公表してきた。今後も社会が求める情報やニーズを的確に捉え、情報を公表していく。

3) 法令遵守（コンプライアンス）

法務課と各部署が連携の上、各担当業務における法令・社会規範・倫理等の遵守に必要な指針・ガイドラインの策定を進める。

(2) 改善すべき事項

1) 内部質保証

短大自己点検・評価委員会が中心となり内部質保証について教職員が取り組んでいるが、より一層、内部質保証に係る意識を高めるため、例えば「内部質保証に係る研修会」などを開催する。

2) 情報公表

公表されている情報について、定期的かつ必要に応じ情報を更新（最新化）することに努めるとともに、イメージ画像なども取り入れ、ホームページ訪問者に対し、視覚的にもさらに分かり易いようページを構成する。また、一定の基準を設定することで、担当部署が情報を発信する際にタイムラグや内容に偏りが発生しないようマニュアルを作成する。

3) 法令遵守（コンプライアンス）

不正・法令違反等の防止策、及び不正・法令違反が起きた場合に早期に発見する仕組み（対応策）等の策定を検討する。また、日頃からコンプライアンスを意識する環境を確保するため、具体的な事例や留意点等を構成員に周知する。

4. 根拠資料

10-1 大学評価に関する規程

10-2 大学評価に関する細則

10-3 教員活動自己点検に関する実施要項

- 10-4 平成 24 年度 学則・諸規程 (資料 既出 1-1)
- 10-5 短期大学部自己点検・評価体制に関する内規 (資料 既出 3-9)
- 10-6 学校法人龍谷大学情報公開規程
- 10-7 情報公開規程に関する細則
- 10-8 情報公表
http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/information/index.html
- 10-9 ハラスメント防止等に関する規程 (資料 既出 6-7)
- 10-10 2012 研究支援ガイド (資料 既出 7-9)
- 10-11 龍谷大学事務職員の「行動指針」について
- 10-12 エコキャンパス実現に向けた基本方針
- 10-13 自己点検・評価シートおよび自己点検・評価 改善計画書(2011 年度・2012 年度)
- 10-14 短期大学データ集 (参考)